

4. RD最終処分場問題の経緯

年月日	概要
S54. 12. 26	最終処分場埋立許可
H2～H10	苦情 ・ 許可区域外への埋立 ・ 悪臭の発生 ・ 黒煙の発生 ・ ばい煙、ばいじんの飛散 ・ 火災の発生
H10. 5. 27	最終処分場埋立業廃止届出
H10. 7. 3	最終処分場の一角にガス化溶融炉設置許可
H11. 10. 12	処分場排水管から硫化水素検出（最大で50ppm）
H11. 11	硫化水素調査委員会発足 硫化水素の発生原因と地下水汚染等の調査検討を実施 調査により H12. 1 地下9mで15,200ppm、 H12. 7 地下2mで22,000ppmの硫化水素検出
H13. 2	ガス化溶融炉廃止届提出、RD社が事業化断念公表
3. 5	硫化水素発生原因について説明（6月報告書公表）
H13. 12. 26	RD社に対して最終処分場の改善命令 ①周縁地下水汚染防止のための措置として、平成10年に施設設置計画上の深さを越えて掘削が行われた地点において、掘削により廃棄物を移動した上で、浸透水の流出防止対策を実施すること。（以下「深掘箇所は是正」という。） （期限 H17. 3. 31） ②生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。（期限 H14. 6. 30） ③住宅が近接する北尾（地区名）地区側法面の法すそを20m以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。（以下「北尾側法面後退」という。） （期限 H17. 3. 31） ④上記①～③の実施に先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。（期限 H14. 6. 30）
H14. 6. 30	改善命令の②および④の期限をH14. 11. 30に変更
H14. 8. 6～10. 31	処分場からの高アルカリ排水の原因調査および原因物質の除去
H14. 11	②水処理施設、④沈砂池工事完了
H15. 12. 4	③北尾側法面後退工事着工（12. 8から本格工事）
H16. 3. 10	③北尾側法面後退工事完了
H16. 11. 25	①深掘箇所は是正工事着手
H17. 3. 31	改善命令の①の期限をH17. 6. 30に変更
H17. 6. 30	①深掘箇所は是正工事完了（改善命令に係るすべての是正工事が終了）
H17. 9. 30	処分場西側平坦部ドラム缶掘削調査（ドラム缶5個発見）
H17. 12. 16 ～22	処分場西側平坦部ドラム缶追加掘削調査（ドラム缶100個、一斗缶69個、ポリタンク1個発見）
H18. 3. 28	RD問題対策県・市連絡協議会設置
H18. 4. 12	RD社および佐野正社長に対して措置命令 ①ドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの撤去（期限 H18. 6. 30） ②周辺汚染廃棄物土の除去（期限 H18. 9. 30）
H18. 5. 15	ドラム缶等撤去実施計画書提出期限に計画書未提出
H18. 6. 19	RD社破産手続開始決定の公告（官報）
H18. 8. 17	環境省の不法投棄等事案対応支援事業に基づく「専門家チーム」の来県
H18. 10. 6	対応方針（案）の公表（環境・農水常任委員会（県議会）で説明）